

委託業務低入札価格調査の改善について（お知らせ）

委託業務（建設コンサルタント業務等を除く。以下同じ。）の低入札価格調査については、次のとおり改善しました。

このため、この改善の適用を受ける競争入札において、調査基準価格を下回る価格で入札を行う場合は、改正した「委託業務低入札価格報告書等作成手引」に沿って、改正後の「委託業務低入札価格報告書」の様式により提出していただくよう注意してください。

1 趣旨

委託業務において、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるかどうかについての調査（以下「低入札価格調査」という。）を強化するとともに、低入札価格で締結した契約において従事する者（以下「従事者」という。）の賃金等を把握します。

2 改善内容の概要

(1) 低入札価格調査の強化

低入札価格をもって入札した際に提出していただく「委託業務低入札価格報告書」を、次の新たな調査票様式を加えた様式に改正しました。

ア 従事者支払賃金計画書（様式 1）

イ 従事者配置計画（様式 2）

(2) 低入札価格調査確認の新設

低入札価格で締結した契約については、業務完了後に次の調査票様式を含む「委託業務低入札価格調査確認報告書」の提出とともに、賃金台帳等の支払賃金が確認できる資料（写しも可。）の提示を求めます。

ア 従事者支払賃金報告書（様式 3）

イ 従事者配置結果（様式 4）

ウ 委託業務低入札価格調査確認報告書に係る理由書（様式 5）

3 適用時期

平成 23 年 2 月 1 日以降に入札公告を行った競争入札に適用します。

【注意】

平成 23 年 1 月 31 日までに入札公告を行い、入札日は平成 23 年 2 月 1 日以降に設定された競争入札については、従前どおりの低入札価格調査を行いますので、従前の委託業務低入札価格報告書の様式により提出していただくよう注意してください。